広報つきがた

国政と暮らしを結ぶこの一票

号　外

昭和58年6月10日 発行

発行 ／ 新潟県月潟村役場

6月26日は参議院議員選挙の投票日です

今回より 全国区制が変わりました

第13回参議院議員通常選挙が6月26日に行われます。

このたびの選挙は、これからの国政を託す代表者を選ぶもので、今後のわが国の針路を選挙するうえでまことに大切なものです。

さらに、57年8月に公職選挙法が改正されたことにより、今回の選挙から、従来個人に投票してきた全国区制度が政党に投票する比例代表制度に変わりました。

この内容を十分理解してこの制度を生かすよう努めましょう。

あなたは今、政治に何を求めていますか……？

迷いの多い昨今ですが、じっくり考えて、権利を生かす投票をして下さい。

◎ 選挙期日（投票日）

昭和58年6月26日（日）

◎ 公示日

昭和58年6月3日

◎ 選挙人名簿登録基準日

昭和58年6月1日

◎ 投票できる人

昭和38年6月27日以前に生まれた人で、昭和58年3月1日以前に住民票が作成された人又は、転入届をした人。

昭和58年3月2日以降に他の市町村から転入してきた人は、前の市町村で投票することになります。

昭和58年2月26日以降に他の市町村へ転出した人で転出先の市町村の選挙人名簿に登録されていない人は月潟村で投票することができます。

◎ 投票時間について

投票は6月26日（日）の午前7時から午後6時まで受付けます。

◎ 投票方法について

今回の投票については、参議院選挙区選出議員選挙（旧地方区）と参議院比例代表選出議員選挙（旧全国区）の2つの投票があります。

投票の順序は、最初に選挙区選出議員選挙の投票用紙を受けとり、投票をした後、比例代表選出議員選挙の投票用紙を受けとり、投票をします。

各投票用紙の色は、次のとおりです。

・選挙区選出議員選挙薄黄色紙に黒刷り

・比例代表選出議員選挙白色紙に赤刷り

間違いのないよう十分注意して記入して下さい。

★**選挙区選出議員選挙（旧地方区）の投票方法**
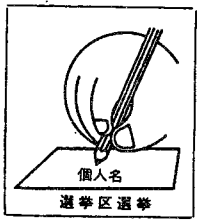
選挙区選出議員選挙の投票については、今までどおり投票所に候補者の氏名等が掲示されていますから、よく確認をして、投票用紙に候補者個人名を記入して下さい。